

- 3 許可の条件
- ・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、発生現場で行うこと。
 - ・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。
- 4 許可の更新又は変更の状況
- ・更新許可年月日 平成 7年 7月26日
 - ・更新許可年月日 平成12年 7月26日
 - ・取扱品目追加年月日 平成13年10月27日
（法施行令第2条第4号の2に規定される動物系固形不要物の追加）
 - ・変更許可年月日 平成14年 7月10日
（破碎処理（木くず）の追加）
 - ・変更届出年月日 平成15年11月28日
（焼却処理施設（2号炉）の廃止及び焼却処理施設（3号炉）の処理能力の変更）
 - ・変更届出年月日 平成16年11月22日
（破碎処理施設（平成16年10月22日設置）を「移動式中間処理施設としての使用を含む。」に変更）
 - ・平成17年 5月 1日 住所の表示の変更
（旧 新潟県南蒲原郡下田村大字上大浦441番地1）
 - ・更新許可年月日 平成17年 7月26日
 - ・変更許可年月日 平成18年 4月18日
（焼成処理の追加）
 - ・平成20年 1月 1日 住所の表示の変更
（旧 新潟県三条市大字上大浦441番地1）
 - ・更新許可年月日 平成22年11月18日
 - ・優良基準適合確認 平成24年11月 5日
（許可の有効年月日が平成27年 7月25日から平成29年 7月25日に延長）
 - ・変更届出年月日 平成25年 4月 9日
（代表者の変更 旧 桐生 正輝）
 - ・更新許可年月日 平成29年 9月 8日
 - ・優良基準適合認定 平成29年 9月 8日
（許可の有効年月日が平成34年 7月25日から平成36年 7月25日に延長）
 - ・変更届出年月日 令和 3年11月11日
（破碎処理施設（令和 3年10月 8日設置）の追加）
 - ・変更届出年月日 令和 6年 9月17日
（破碎処理施設（平成 4年 8月20日設置）の追加）
（焼成処理施設（平成18年2月9日）、破碎処理施設2基（平成 2年 7月20日及び令和 3年10月 8日設置）の地番の表示の変更）
 - ・更新許可年月日 令和 6年11月27日
 - ・優良基準適合認定 令和 6年11月27日
（許可の有効年月日が令和11年 7月25日から令和13年 7月25日に延長）
- 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
- 有
（令和 6年11月27日 更新許可）

許可番号 01523008548

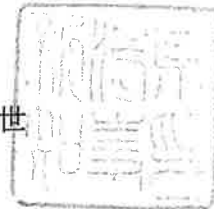
産業廃棄物処分業許可証



新潟県三条市上大浦441番地1
株式会社 丸正土木
代表取締役 桐生 竜治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 6年11月27日

許可の有効年月日 令和13年 7月25日

- 1 事業の範囲
- ・中間処理（焼却処理）
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、動物系固形不要物（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
 - ・中間処理（破碎処理）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
 - ・中間処理（焼成処理）
繊維くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1)・施設の種類

焼却処理施設（3号炉）

・施設の設置場所

新潟県三条市大字中野原443番1

・施設の設置年月日

平成 2年 4月20日

・施設の処理能力

汚泥（0.32t/日）、廃油（0.32t/日）、廃プラスチック類（1.6t/日）、紙くず（0.32t/日）、木くず（3.2t/日）、繊維くず（0.32t/日）、動植物性残さ（0.32t/日）、動物系固形不要物（0.32t/日）、ゴムくず（0.32t/日）、金属くず（0.08t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（0.08t/日）（以上、8時間）

・施設の許可年月日

平成 9年12月 1日

(2)・施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県三条市大字中野原443番5 外2筆

・施設の設置年月日

平成 2年 7月20日

・施設の処理能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（232t/日）（8時間）

(3)・施設の種類

破碎処理施設（移動式中間処理施設としての使用を含む。）

・施設の設置及び係留場所

新潟県三条市大字中野原443番1

・施設の設置年月日

平成16年10月22日

・施設の処理能力

木くず（240t/日）（8時間）

・施設の許可年月日及び許可番号

平成16年 9月28日 新潟県三保（環）第587号

(4)・施設の種類

焼成処理施設

・施設の設置場所

新潟県三条市大字中野原443番1 外1筆

・施設の設置年月日

平成18年 2月 9日

・施設の処理能力

燃え殻、繊維くず、がれき類、ばいじん（4.56t/日）（24時間）

(5)・施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県三条市中野原字大平440番乙

・施設の設置年月日

令和 3年10月 8日

・施設の処理能力

廃プラスチック類（2.9t/日）、紙くず（2.5t/日）、木くず（4.6t/日）、繊維くず（1.0t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（8.4t/日）、ゴムくず（4.3t/日）（以上、8時間）

(6)・施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県三条市中野原字大平443番2 外1筆

・施設の設置年月日

平成 4年 8月20日

・施設の処理能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（560t/日）（8時間）

・施設の許可年月日

平成13年 2月 1日